

(5) 温泉事業会計における配湯管の耐用年数について、合理的に決定すべきである。(指摘事項)

配湯管の耐用年数は、水道用等の配水管の耐用年数に準じて決定されており、平成14年度より前に取得されたものは25年、平成14年度以降に取得されたものは40年が選択されている。単に取得時期によって耐用年数が異なるということは配湯管の経済的使用可能期間を適切に反映する耐用年数であるかどうかについて疑念が残る。合理的な耐用年数を決定すべきである。

温泉事業会計の有形固定資産には、源泉から汲み上げられた湯を、契約受湯者に給湯するための配湯管が含まれている。

平成22年度決算において、配湯管の耐用年数の見直しが行われている。見直し前の耐用年数は16年や17年などが選択されていたが、見直し後は省令の定めに従い、平成14年度よりも前に取得されたものについては25年、平成14年度以降に取得されたものについては40年が選択されている。見直し後の耐用年数は、地方公営企業法施行規則で定められた水道用又は工業用水道用のものの配水管に準じて選択されている。なお、地方公営企業法施行規則は平成14年4月1日に改正されており、配水管の耐用年数は、鉄鋼製の配水管(40年)とその他のもの(25年)の2種類であったが、配水管の使用実態に鑑み、40年に一元化されている。

現在選択されている耐用年数については、取得時期が平成14年度のものに境に、耐用年数が25年のもものと40年ものとは分かれてしまっている。企業会計においては、固定資産の経済的使用可能期間を見込んで耐用年数を決定することが原則であり、同一の機能を有する資産は同一の耐用年数が選択されるのが一般的である。経済的使用可能期間という面から考えると、取得時期によって耐用年数が異なるという現在の耐用年数の設定については合理性には疑念が残る。

昭和40年に温泉事業が企業局へ移管されて以来47年が経過しているが、この間の配湯管の修繕や交換の状況等を考慮の上、経済的使用可能期間をもとに耐用年数を合理的に決定すべきである。

III. 給与・人事関係

(1) 短期臨時職員の給与事務において、誤った事例が存在した。(指摘事項)

温泉管理事務所における非常勤職員等の給与事務について確認を行ったところ、雇用契約期間が2ヶ月を超える者に対する源泉徴収税額表丙欄の適用という誤った処理を行っていた。

山梨県企業局において、非常勤職員、非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与は、その計算から支給、及び源泉税の納付等の全てを各管理事務所等の出先で行うこととされている。(なお、常勤職員の給与計算については本庁で一括して処理される。)温泉管理事務所における非常勤職員等の給与事務について確認を行ったところ、以下のような誤りが発見された。

短期臨時職員に対する源泉徴収は源泉徴収税額表の丙欄を適用して計算が行われていたが、丙欄が適用できる者の条件は以下のとおりである。

給与を勤務した日又は時間によって計算していることのほか、次のいずれかの要件に当てはまる場合には、「日額表」の「丙欄」を使って所得税額を求めます。

(1) 雇用契約の期間があらかじめ定められている場合には、2か月以内であること。

(2) 日々雇い入れている場合には、継続して2か月を超えて支払をしないこと。

したがって、パートやアルバイトに対して日給や時間給で支払う給与は、あらかじめ雇用契約の期間が2か月以内と決められていなければ、「日額表」の「丙欄」を使うことになりません。なお、最初の契約期間が2か月以内の場合でも、雇用契約の期間の延長や、再雇用のため2か月を超えることがあります。この場合には、契約期間が2か月を超えた日から、「日額表」の「丙欄」を使うことができません。

したがって、給与を支払う期間に応じ定められている税額表(「月額表」又は「日額表」)の「甲欄」又は「乙欄」を使って源泉徴収する税額を求めることとなります。

(国税庁ホームページより転載)

温泉管理事務所と短期臨時職員との契約期間は1年間と定められている。そうすると上記表中の丙欄適用の条件である「(1)雇用契約の期間があらかじめ定められている場合には、2か月以内であること。」を満たしておらず、本来ならば扶養控除申告書の提出の有無によって、甲欄または乙欄での源泉徴収が必要であった。

今後は温泉管理事務所からの給与が主たる給与である者に対しては扶養控除申告書の提出を求めた上で甲欄の適用を行い、従たる給与である等の理由により扶養控除申告書の提出を行わない者に対しては乙欄を適用し、源泉徴収を適切に行うことが必要である。

IV. 内部統制関係

(1) 給湯規程に規定された様式の帳票が作成されていない。(指摘事項)

山梨県営石和温泉給湯規程では作成し、備え置くべき各種の帳票を規定している。このうち給湯台帳及び源泉台帳については、表計算ソフトによる類似した帳票は作成されているが、規定された様式の帳票が作成されていない。原則として規定された様式に基づき帳票を作成し、これに基づき管理すべきである。また、これらの様式が管理の実態と合っていないならば、様式の変更を検討すべきである。

山梨県営石和温泉給湯規程では、温泉事業所が備え置くべき帳票の一部として次のように規定している。

- 山梨県営石和温泉給湯規程
第23条(給湯台帳等)
管理者は、給湯条件又は使用料徴収の適正を保持するため、次の各号に掲げる台帳を備え置くものとする。
- 一 給湯台帳(第十六号様式)
 - 二 源泉台帳(第十七号様式)
 - 三 温泉使用料徴収原簿(第十八号様式)
 - 四 温泉使用料徴収整理簿(第十九号様式)

上記のうち温泉使用料徴収原簿(第十八号様式)及び温泉使用料徴収整理簿(第十九号様式)は、規定された様式に従った帳票が作成されていた。しかし、給湯台帳(第十六号様式)及び源泉台帳(第十七号様式)は規定された内容をほぼ網羅する表計算ソフトによるデータが作成され、これにより管理されていた。原則として様式が規定されていることから、様式に沿った帳票を作成すべきである。また、当該様式による管理に不都合な点が見られるようならば、様式を管理の実態に沿ったものに変更することが必要である。なお、各種の帳票について検討を加え変更する作業を行っていることであるが、これらについても変更後の帳票を正式な様式として規定することが必要である。

(2) 平成22年度の消費税の課税処理に錯誤が見受けられる。(指摘事項)

国道及び市道の舗装本復旧工事に関して、市との協定により市の負担分を受領している。消費税の申告上、負担金を特定収入としているが、工事の実費にかかる負担金などで課税売上として処理すべきであった。

企業局は、平成22年度、国道411号線及び笛吹市道117号線の舗装本復旧工事に当たり、笛吹市と協定書を結びそれぞれの工事費の負担額を定めている。また、工事は企業局が行い、請負業者に総額を支払うとともに市より負担金を受領している。企業局での消費税の申告において、この負担金は特定収入として処理されている。特定収入とは消費税法基本通達で例示されている。

「消費税法基本通達」

第16-2-1 「特定収入」とは、資産の譲渡等の対価に該当しない収入のうち、・・・例えば、次の収入(・・・特定支出のためのみ使用することとされているものを除く)がこれに該当する。

- (1) 租税
- (2) 補助金
- (3) 交付金
- (4) 寄付金
- (5) 出資金に対する配当金
- (6) 保険金
- (7) 損害賠償金
- (8) 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費、喜捨金等

本件については、市からの負担金を上記(3)の「交付金」と判断し特定収入と処理したと推測される。また、企業局の消費税の申告では、特定収入が5%超を占めているので、結果として税外取引と同じ計算結果となっている。しかし、受領した内容は、「協定書」に記載されているとおり工事の実費相当にかかる負担金であり、交付金とは違う性質のものである。したがって、この負担金は対価性のある「課税売上」として処理すべき取引であったと判断される。よって、平成22年度の消費税の申告は、54,100円の過少申告であった。

3. 地域振興事業

1. 経営計画・修繕計画関係

(1) 地域振興事業会計において長期修繕計画を作成すべきである。(意見)

地域振興事業会計においては修繕計画が策定されていない。今後の事業のあり方が検討されているが、現在の経営状況、返済を要する借入金残高、老朽化した施設の現状等を考えると、むしろ約62億円の他会計借入金を返済するまでの期間と同様の長期修繕計画の策定が必要である。

地域振興事業会計では毎年550万円の修繕費が予算措置されているが、長期の修繕計画はない。地域振興事業として運営されている丘の公園は、厳しい経営状況や施設・設備の老朽化の進行、また地域における丘の公園の役割を踏まえ、現指定管理期間終了後の事業のあり方について外部検討委員会において検討されてきた。地域振興事業会計では、このような状況を踏まえ、今後の動向が不透明という理由で長期修繕計画を策定していない。

しかしながら、平成22年度末時点で約62億円の他会計借入金が残っており、さらには、平成22年度において当初7千万円を返済する予定であったが、実際の返済額は4千万円にとどまっている。多額の借入金を抱え、かつ、経営が非常に厳しい状況下においては、今後の事業のあり方を検討するにあたって、精度の高い収支予測を策定する必要がある。老朽化した施設が多い地域振興事業会計においては、むしろ精緻な長期修繕計画を策定することが重要である。

(2) 地域振興事業会計における長期借入金の償還期間が度々変更されているが、より精緻な経営計画の策定を行うべきである。(意見)

地域振興事業会計では、電気事業会計から長期の借入をしているが、償還期間の変更等契約が度々変更されている。企業局内の他会計間の貸借であり、契約当事者が同一であることから、安易に契約の変更が行われているものとの印象を受ける。より精緻な収支計画を作成し、これに基づき契約を締結すべきである。また、現在作成されている収支見込が契約内容に適切に反映されていない。さらに、償還期間が長期にわたることから、今後予測される大規模修繕を収支計画に反映すべきである。

地域振興事業会計において電気事業会計から借入れている長期借入金の償還期間の変更は、次の通りである。

①地域振興事業建設改良費

貸付・変更日	貸付額	償還期限	変更内容
H12.3.31	3,638,656,557円	H62.3.31	据置：H18.3.31、償還開始：H19.3.31
H16.4.1	3,638,656,557円	H66.3.31	据置：なし、償還開始：H17.3.31
H21.3.19	3,638,656,557円	H66.3.31	毎期の償還額の変更
H22.3.19	3,638,656,557円	H101.3.31	償還期限の延長
H24.3.7	3,638,656,557円	H101.3.31	毎期の償還額の変更

②地域振興事業営業運転資金

貸付・変更日	貸付額	償還期限	変更内容
H12.4.3	1,663,000,000円	H62.3.31	据置：H18.3.31、償還開始：H19.3.31
H16.4.1	1,663,000,000円	H66.3.31	据置：なし、償還開始：H17.3.31
H21.3.19	1,663,000,000円	H66.3.31	毎期の償還額の変更
H22.3.19	1,663,000,000円	H90.3.31	償還期限の延長
H24.3.7	1,663,000,000円	H90.3.31	毎期の償還額の変更

③地域振興事業営業運転資金

貸付・変更日	貸付額	償還期限	変更内容
H17.4.1	1,280,000,000円	H66.3.31	
H18.4.1	1,280,000,000円	H66.3.31	毎期の償還額の変更
H20.3.3	1,280,000,000円	H66.3.31	毎期の償還額の変更
H22.3.19	1,280,000,000円	H74.3.31	償還期限の延長
H24.3.7	1,280,000,000円	H74.3.31	毎期の償還額の変更

上記の通り、3本の長期借入金は償還額の変更や償還期限の延長が度々行われている。

これは償還の原資が当会計のキャッシュフローに依存していることからである。地域振興事業は平成16年度に指定管理者制度を導入している。これにより、地域振興事業会計の収支は指定管理者からの委託料収入と借地の賃借料支出とに大きく依存しており、これらの改定が行われると、収支差額が変動し、償還の原資が変動する状態となっている。指定管理者からの委託料収入は、平成16年度：1億5千万円→平成21年度：1億3千万円→平成23年度：1億2千万円と減額されている。上記の変更のうち、当該各年度に該当する部分については委託料の減額によるものと思料される。確かに当会計の収支はこれらの収支に依存せざる負えない面はあるが、短期的な収支の変動に左右されない、適切な中長期的資金計画を作成することが求められる。本来長期資金の償還は長期的な資金計画に基づき行われるべきであり、短期的な資金の増減は短期資金の調達・償還に委ねられるべきである。したがって、長期的な収支計画をより精緻に行うことにより、原則として長期借入金については度重なる契約変更を避けるべきである。

また、地域振興事業会計ではH20.3.3、H21.3.19、H22.3.19、H24.3.7の契約変更後の収支見込を作成している。H20.3.3及びH21.3.19変更時の収支見込では平成100年度での借入金完済の計画となっているが、現実はこの収支見込を反映した契約変更が行われているのは上記の通りH22.3.19の変更契約からである。収支見込の内容と契約変更のダイミソグとに齟齬が生じている。収支見込が借入契約に適切に反映されていないといえる。

さらに、上記の契約変更後の収支見込には修繕費が毎月5,500千円計上されているが、大規模修繕を前提とした収支計画とはなっていない。丘の公園ゴルフ場が開業してから25年以上が経過し、大規模修繕の要請も高まっているといえる。上記の通り、借入金の償還計画も長期に渡ることから、長期的な視野に立って大規模修繕等も勘案した収支計画を作成することが必要である。

(3) 地域振興事業会計における長期借入金について計画的な返済を行うべきである。(意見)

電気事業会計から借り入れていた地域振興事業会計の長期借入金は平成22年度末6,216百万円であるが、現状の返済期間は75年となっている。長期借入金償還計画が非常に長期に渡っており、また、平成22年度の償還額では完済には155年を要することから、返済の目処に疑念が生じるため、着実かつ早期に返済が図られるよう努められたい。

平成22年度末において、地域振興事業会計における電気事業会計からの長期借入金残高は、「平成22年度山梨県営地域振興事業会計決算付属書」の「長期借入金明細」より6,216,379,156円となっている。平成22年度に40,004,001円を返済してはいるものの、依然として長期借入金残高は多額であり、当該返済実績では完済まで155年を要することになる。加えて、平成22年度の当期純損益はマイナス73,252,693円となっている。このような状況下であるため、平成24年3月7日に決裁を受けた「長期借入金償還計画」では当該長期借入金の完済時期は平成100年となる予定であり、返済期間は75年と非常に長期に渡る返済計画となっている。このような長期に渡る借入金の返済計画は実質的に、返済計画がないことと同義であると考えられる。そして、平成22年度のキャッシュ・フローは58,590千円となっているものの、当該返済計画の達成は非常に困難な状況にある。また、当該借入金の返済計画は大規模修繕がないことを前提に計画しており、返済の前提となる長期の収支計画としては不適切である。

さらに、上記を鑑みると、「借入日平成12年4月3日借入総額1,663,000,000円及び借入日平成17年4月1日借入総額1,280,000,000円については、平成22年度の「長期借入金明細書」において「種類」が「営業運転資金」と記載されているが、「営業運転資金」として借入をしているのか疑念が生じる。運転資金を長期の借入で調達することは財務の健全性からは望ましいものではない。

長期借入金償還計画が非常に長期に渡っていることから、返済の目処に疑念が生じるため、着実かつ早期に返済が図られるよう、地域振興事業会計についての事業スキーム見直しなども検討するよう努められたい。

II. 内部統制関係

(1) 企業局は指定管理者の経営及び財務状況をチェックすべきである。(意見)

丘の公園の管理及び運営については、指定管理者制度を導入している。現在の指定管理者には選定時のプロポーザル内容と異なる経営や粉飾決算、役員による資金の流用等財務的な問題点が見られた。指定管理業務は指定管理者の経営状態や財務的な基礎を前提として行われることから、企業局は運営面のみならずこれらの面からも指定管理者を適切に指導すべきである。

丘の公園の管理及び運営については平成16年度より指定管理者制度を導入しているが、下記の指定管理の「丘の公園の管理に関する協定書」第14条に記載されたチェックが適切に行われていない。

第14条 (事業報告の聴取等)

甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、この管理する丘の公園の管理の適正を期するため、乙に対して、随時に管理業務若しくは経理状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

企業局では指定管理者制度導入時には、選定委員会を設置しプロポーザル方式で指定管理者を選定した。企業局はその際に提示された内容やその後の事業計画に基づいて適切な管理及び運営が実施されているのかチェックを行う必要がある。指定管理者選定時は各応募者のプロポーザルの内容が実施されることを前提として選定されていることから、その後の管理及び運営が提案時と異なると選定時の判断の基礎が根底から崩れることとなり、そもそも実現不可能な提案をした団体が選定されてしまう危険性がある。今後は、選定時のみならず運営自体がプロポーザルの内容と齟齬がないかをチェックする体制が望まれる。ある意味では、選定時以上にこれらをチェックすることは重要と思われる。

これまでの指定管理者の計算書類等を閲覧すると、指定管理者が行った内部統制上及び財務上の問題は下記の通りである。

① プロポーザル時に提示されていない高金利の借入

指定管理者選定時に現在の指定管理者が提出した資金計画では、当初は大手都市銀行から2,000万円(金利3%)の資金調達を計画し、また、事業悪化の場合の対応策として、「資金的な面では株主の保証により銀行がバックアップ」するとの記述もある。しかし現実には、当時の社長の個人保証により1億円(金利12%)の資金調達が、外部の投資事業組合から行われている。指定管理の受託時からこのような高金利で運転資金を調達していることは、プロポーザルの内容と全く異なり、当初から事業の運営に財務

的な面から支障をきたしていることに他ならない。

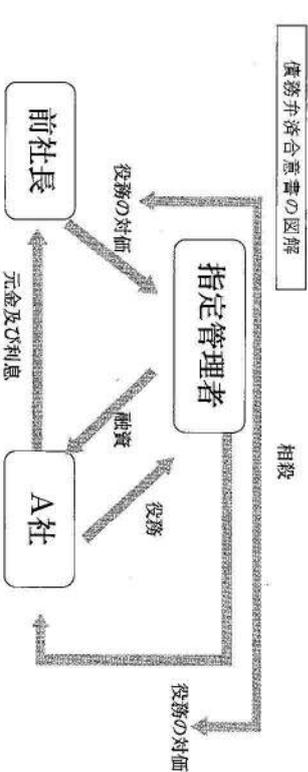
② 別荘の購入を通じた粉飾決算

指定管理者は、平成16年度及び平成17年度に借地権付建物を購入している。決算時に、それぞれ2,447万円、4,337万円の評価益を特別利益に計上しているが、会計上、固定資産の評価額は取得価額での計上が原則となるので粉飾にあたる。評価益の計上理由を推測すると、これらの評価益を計上する前の経常損失が、平成17年3月期は2,201万円、平成18年3月期は4,408万円であり評価益の金額と近似値であることから、損失の穴埋めとして、これらの数値を計上したのではないかと考えられる。さらに、建物に関しては毎期減価償却費を計上するので、平成16年度以降の減価償却費は過大となり、利益は過少となっている。このように、その後の期間損益にも弊害が及んでいる。

③ 前社長への高額の貸付

指定管理者は、前社長に高額な貸付を行っているが、この貸付金は上記の高利率の借入金と同様とし、関連会社にも流出していたと考えられる。指定管理者の財務諸表によると、前社長に対し貸付を行った結果、その利息の未収金1,856万円の回収が困難となり、破産債権に計上されている。また、この件に関する金銭消費貸借契約書及び議事録も保存されていない。

平成20年8月に「債務弁済合意書」が、指定管理者、前社長、前社長を代表者とするA社の三者で交わされている(下図参照)。これによると、指定管理者の帳簿上は、指定管理者が前社長に貸付したこととなっているが、資金の流れは、関連会社のA社に直接振り込まれていたもようである。また、A社が指定管理者に労働者を派遣し、三者間において生じる債権債務を相殺するスキームが構築されている。しかし、前社長は、指定管理者に対して利息をほとんど支払っていない。貸付金利息が過正額であったか否かも不明である。「前記投資事業組合からの借入金は、会社としての必要資金であったのか」「A社の派遣の実態があったのか、また、A社との派遣料は適正価値であったか」等の疑問が生じる。前社長は、指定管理者の保証のもとで前社長及びA社の資金調達を行ったとも解釈できる。



以上より、前社長の独断的な経営が見られ、指定管理者におけるガバナンスが適正に機能していなかったといえる。

指定管理者選定時には応募者のみならず、新規設立の場合その株主も含めた財務状況や資金調達計画も審査の対象となっている。これは財務的な側面、経理的な基礎が確立していないと継続的な管理及び運営が困難となる可能性があるからである。指定管理者の財務状態は、指定管理業務を適切に行っていく上で財務的な基礎となるものである。企業局はこれらの面からも事業の継続的な運営が可能であるか判断し、指定管理者の協定書等に違反した運営上の行為のみならず、プロポーザルの内容が実施されているか否か及び財務的な側面からも管理、指導することが必要であり、また、場合によっては指定管理契約の解除等も行うことが必要である。

なお、現在では当該指定管理者は経営陣も刷新され、上記とは異なる状況にある。

(2) 指定管理者の提出した丘の公園の管理に関する事業計画と実績とのチェックを行い、事業の改善に役立てるべきである。(意見)

丘の公園の管理及び運営について、指定管理者に対し事業計画書を事前に、事業報告書を年度終了後提出させている。しかし、事業計画書と事業報告書との収支状況や損益状況の対比及びその分析は行われていない。これらに基づき改善点の協議や指導を行うことは必要と思料される。

丘の公園の管理及び運営についての年次の計画及び報告は、指定管理者との「丘の公園の管理に関する協定書」第 11 条及び第 13 条に下記の通り規定されている。

第 11 条 (事業計画書)

乙は、各年度ごとに、あらかじめ事業計画書を作成し、甲に提出するものとする。

第 13 条 (事業報告書)

乙は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定に基づき、毎年度終了後、事業報告書として管理業務の実施状況及び利用状況並びに料金収入の実績及び管理経費等の収支状況を明らかにした書類を作成し、5 月末日 (甲が指示する書類については、4 月末日) までに甲に提出しなければならない。

上記第 13 条の規定にもとづき、毎年度終了後には、指定管理者の決算に係わる計算書類を添えて事業報告書の提出を受けている。当該事業報告の内容は利用状況や収入状況の報告が主であり、収支状況は各事業の収入合計、支出合計、収支差額が表示されているのみである。また、別途記載の通り指定管理者が提出する計算書類や事業別試算表を加工して事業別の損益を企業局が把握し、局内で回覧している。事前に提出された事業計画書には各事業の収支計画が作成されていることから、これら事業別の実績と対比することによりその内容を分析し、運営面のみならず、収支・損益面についても改善等の協議を行うべきである。指定管理者の行う指定管理事業の損益は納入金にも少なからず反映されることから、企業局はこれら管理面でも指導的な役割を發揮すべきである。また、協議した内容を書面に残し、継続的な管理を行うべきである。

(3) 地域振興事業における丘の公園各事業別の収支及び損益状況が把握されていない。(意見)

丘の公園の管理及び運営において、指定管理者が提出した事業報告書等をもとに、企業局では指定管理者の事業ごとの損益計算書を作成している。これは指定管理者の行う事業の損益状況であり、企業局としての事業ごと(ゴルフ場事業、レジャー事業、レストラン事業)の損益は表示していない。企業局として地域振興事業内の事業別の損益がどのような状況であるか把握し、その採算性を分析することは必要であり、今後の事業のあり方を検討する際には不可欠と史料される。

企業局では毎年度指定管理者が提出した事業報告書、指定管理者の決算に係わる計算書類及び指定管理者が実施している事業ごとの試算表等をもとに、その内容を分析し、勘定科目等の組み替えを行って、指定管理者の事業別損益計算書を作成している。これは指定管理者の事業ごとの損益状況であり、企業局が行う地域振興事業内の事業別(ゴルフ場事業、レジャー事業、レストラン事業)の損益状況を表示しているわけではない。平成23年度現在、企業局の地域振興事業全体としての損益計算書等は作成しているが、地域振興事業内の事業別の損益計算書は内部的にも作成していない。地域振興事業内の各事業の採算性を把握するためには、事業別損益計算書及び収支計算書を作成することが必要である。

主として下記の収入及び費用があるが、指定管理者の納入金については、指定管理者が計上した売上高等によって各事業に按分し、営業費用については事業ごとに把握することができるので各事業個別に計上することが必要と史料される。

- 営業収益：指定管理者の納入金、
- 営業費用：修繕費、賃借料、委託費、減価償却費
- 営業外収益：預金利息
- 営業外費用：借入金支払利息

III. 固定資産関係

(1) 地域振興事業の資本的支出の会計処理及び償却に関し、財務規程が別に定める運用基準で耐用年数取扱通達(国税庁通達)の適用を認める等検討すべきである。(意見)

地域振興事業の資本的支出の会計処理及び償却に関し、実務上は耐用年数の適用に関する取扱通達等を考慮した処理がなされていることから、財務規程が別に定める運用基準においても、上記取扱通達の適用を認める等実務に応じた見直しをすべきである。

資本的支出と収益的支出との区分については、企業局財務規程並びに「資本的支出で整理する具体的事例について」(有料道路事業会計・温泉事業会計・地域振興事業会計 S45-9-7 企総第 9-9 号、H2-3-9 改正) (以下、運用基準とする。) に次のように規定されている。

企業局財務規程

第 90 条 (取得価額等)

～中略～

2 法令による資本的支出と収益的支出との区分については、別に定めるところによる。(昭 55 企管規程 10 一部改正)

「資本的支出で整理する具体的事例について」(有料道路事業会計・温泉事業会計・地域振興事業会計 S45-9-7 企総第 9-9 号、H2-3-9 改正)

(提案理由)

資本的支出と収益的支出との区分については、地方公営企業法、法人税等により理論的に解釈されていますが具体的な基準がなく統一的処理となっていない現状でありますので会計処理の基準を別添のとおり制定した。

(具体的事例)

山梨県企業局財務規程第 18 条に定める勘定科目中で資産の新設、増設、取替、除却、改良は原則的に資本的支出とする。

(整理区分は次のとおりとする。)

<項目> 土地

<資本的支出で整理する具体的事例>

3. 用地全般のためにする暗渠等の排水工事～省略

上記によると用地全般のためにする暗渠等の排水工事は土地として処理すべきものとなっている。しかしながら、暗渠等の排水工事は時の経過により損耗するもので、非償却資産である土地とは馴染まない支出であり、償却資産として処理すべきものと思

われる。

昭和61年10月及び平成2年3月に行われた暗渠排水工事は、ゴルフ場のコース新設に伴い行われたもので用地全般のためにする排水工事であったが、構築物として会計処理されており償却資産として減価償却している。このような会計処理を行ったのは、地域振興事業会計は土地を所有しておらず、土地として会計処理することは適当でないと判断されたことや、国税庁の法人税基本通達や耐用年数の適用に関する取扱通達（以下参照）等に従ったこと、などが理由とのことである。しかしながら運用基準には備考欄に法人税の抜粋があるものの、これらに準拠すべきとする記載はない。

従って、運用基準においても、上記取扱通達等の適用を認めるなど実務に応じた見直しをすべきである。

耐用年数の適用に関する取扱通達

2-3-6 (野球場、陸上競技場、ゴルフコース等の土工施設)

別表第一の「構築物」の「競技場用、遊園地用又は学校用のもの」に掲げる「野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設」とは、野球場、庭球場等の暗渠、アンツーカー等の土工施設をいう。

(注) ゴルフコースのフェアウェイ、グリーン、築山、池その他これらに類するもので、一体となつて当該ゴルフコースを構成するものは土地に該当する。

2-3-8 の2 (緑化施設)

別表第一の「構築物」に掲げる「緑化施設」とは、植栽された樹木、芝生等が一体となつて緑化の用に供されている場合の当該植栽された樹木、芝生等をいい、いわゆる庭園と称されるものうち、花壇、植樹等植物を主体として構成されているものはこれに含まれるが、ゴルフ場、運動競技場の芝生等のように緑化以外の本来の機能を果たすために植栽されたものは、これに含まれない。(昭49年直法2-71-[88]により追加)

(注) 1.緑化施設には、並木、生垣等はもとより、緑化の用に供する散水用配管、排水溝等の土木施設も含まれる。～以下略

(2) 地域振興事業会計において、丘の公園ゴルフ場に関する委託費に改良費(資本的支出)とすべき支出があった。(指摘事項)

丘の公園ゴルフ場で平成22年度に実施された暗渠排水工事を委託費として支出している。しかし、当該工事は資産の新設にあたるため資本的支出であり、収益的支出である委託費として支出することは適切ではない。資本的支出である改良費として支出するべきであった。

平成22年度に丘の公園ゴルフ場で実施された暗渠排水工事2,835千円を委託費として支出している。当該工事は既存設備の取替えではなく、コース内の水はけを良くするために新たに排水管を埋める工事であった。こうした資産の新設のための支出は以下の「資本的支出で整理する具体的事例について」に記載されている通り、原則として資本的支出とされている。資本的支出であれば改良費として予算執行することになるので、収益的支出である委託費で処理したことは適切ではない。

「資本的支出で整理する具体的事例について」(有料道路事業会計・温泉事業会計・地域振興事業会計S45-9-7企総第9-9号、H2-3-9改正)

(具体的事例)

山梨県企業局財務規程第18条に定める勘定科目の中で資産の新設、増設、改善、除却、改良は原則的に資本的支出とする。～以下省略

なお、当該工事の支出何いの説明資料には「新たに暗渠排水を設置する工事なので改良工事(資本的支出)となるため協議。しかし過去例から修繕でよいことになり、指定管理者と委託契約を結ぶため、委託費に流用する。」旨が記載されている。

しかしながら、過去に行われた暗渠排水の新設工事支出に関して会計処理を確認すると、昭和61年10月及び平成2年3月のいずれも資本的支出として処理されていた。上記の説明資料には「過去例から修繕(収益的支出)でよいことになり」との記述があるが、過去例はいずれも資本的支出として会計処理されていることから収益的支出の修繕でよいとする当該記述は間違っている。

(3) 地域振興事業会計において、ゴルフ場のコース関係支出については構築物ではなく、別途「コース勘定」などの会計科目を設けて管理することを検討すべきである。(意見)

清里丘の公園ゴルフ場のコース関係支出は構築物に区分されているが、非償却資産となっている。一方、構築物は企業局財務規程上、償却資産とされているため矛盾している。従って、非償却資産であるコース関係支出については、別途「コース勘定」などの会計科目を設けて区分することを検討すべきである。

ゴルフ場のコース関係支出については、平成13年度までは減価償却し、平成14年度に償却停止したにもかかわらず、平成18年度までのシステム入替え時に償却が再開され、平成19年度にこれまでの誤謬191,401千円を修正した経緯がある。誤謬の生じた理由として、コース関係支出は構築物に区分されているが、構築物は企業局財務規程上、償却資産であるため誤って償却してしまったことがあげられる。

従って、誤謬を避ける観点からも、ゴルフ場のコース関係支出(土地は除く非償却資産に該当する支出)は「コース勘定」等適当な科目により構築物とは区分し、償却計算の適正性を図ることを検討されたい。

また、企業局財務規程では構築物を次のように規定している。

第88条(固定資産の範囲)
この規定において固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。～中略～
二 電気事業会計以外による固定資産
(イ)有形固定資産
土地 建物 構築物 機械装置 備品 建設仮勘定
～以下省略
第100条(償却資産)
固定資産のうち、土地、建設仮勘定、電話加入権及び投資を除く資産を償却資産として、毎事業年度減価償却を行うものとする。

上記財務規程によると、構築物は有形固定資産であり第100条による償却資産とされるため、非償却資産が含まれることは前提としていない。このことからコース関係支出は構築物に含めず、別途会計科目を設ける必要がある。

(4) 地域振興事業会計において、工事関係支出にあたり、予算科目の選択に不適切なものがある。(指摘事項)

平成22年度の工事関係支出の予算科目選択において、契約事務手続きの違いにより、委託費、修繕費などの選択をしている。委託費を選択した理由として、丘の公園の指定管理者に工事を委託したことを挙げているが、工事を依頼した業者によって予算科目が異なることは適切でない。

企業局が利用する会計事務ガイドブックには委託費について次のように記載されている。

13 委託料
(科目の説明)法令の根拠に基づいてなされる委託及び地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることの方が効率的なもの、主として特殊な技術、設備又は高度な専門的知識を必要とする、試験、研究、調査等の委託に要する経費である。～中略～
※委託料の役務費の区分
委託料は原則として業務の内容が維持管理的なものであり、また、実施すべき業務項目及び実施箇所が多件数等の理由で一定期間継続して行う必要があるもの等について、委託契約を締結して行うものである。～以下、省略

上記の通り、委託費は工事に関係する支出には馴染まない費用であるが、指定管理者に委託したことをもって委託費として予算執行している例が見られた。

具体的に平成22、23年度に実施された工事と予算執行科目の一例を示せば次の通りである。

工事内容	予算執行科目	金額(千円)
①芝の張替工事(22年度)	修繕費	4,420
	修繕準備引当金	△修繕準備引当金 4,076=344
②芝の張替工事(23年度)	委託費	4,998
③芝の張替工事(23年度)	委託費	3,255

表中、①～③の工事を実際に行ったのはN社であるが、指定管理者を通して行った②、③は委託費で予算執行し、指定管理者を通さず直接支払いをした①は修繕費(修繕予算の不足分4,076千円は修繕準備引当金を取り崩し)で予算執行している。このように指定管理者を通すか否かで会計科目が異なることは不適切と思われる。

(5) 丘の公園ゴルフコース芝生修繕の契約は単独随意契約として処理されていたが、その内容からは単独随意契約とすることは不相当であり、競争入札での契約として処理すべきであった。(指摘事項)

平成22年度8月の丘の公園ゴルフコースの芝生修繕工事は、単独随意契約として行なわれた。当該契約はその内容から勘案して規定に従い競争入札とすることが妥当であったと判断される。また、設計額と見積額が細部にわたって同額であったことから、当初より単独随意契約とすることは決定されており、単独随意契約とした理由書についてはそれを事後的に補完するために作成したのではないかと疑念を受ける恐れがある。単独随意契約は、特定業者との癒着等の危険性が高い。そのためその運用に当たっては慎重な配慮が求められる。

地域振興事業において、平成22年度8月に丘の公園ゴルフコースの芝生修繕工事が行われた。当該工事の設計額は4,420,500円であり、規定に従えば競争入札とすべきであったが、実際には以下の理由により随意契約とされ、かつ見積合わせが省略され、単独随意契約として処理が行われていた。

「随意契約・見積合わせ省略理由」

・本年7月中旬以降の猛暑により、ゴルフコースの芝枯れの範囲が広がってしまい、利用客の評価も著しくなり、集客に影響が出ている状況である。風評被害の拡大を防ぐためにも、早急に芝の張り替えに着手し、短時間で作業を完了させる必要がある。また、ゴルフコースの営業を行いつつ、短時間に作業を完了させるためには、早朝、夕方の時間帯を活用しながら張り替えを行うのが効率的である。

・A社は、丘の公園のゴルフコースの維持管理を受託している専門業者であり、コース内の状況を熟知している上、社員が常駐しているため、利用状況に応じた施工が可能である。また、当該会社保有の芝のメンテナンス機器もすべて常備してあるため、諸経費はほぼ不要であり、経費を格段に安く抑えることができる。

・以上のことから、地方自治法施行令167条の2第1項2号の規定により、本契約をA社と随意契約し、山梨県財務規則第137条第3項後段の規定により、見積合わせを省略することとした。

上記の地方自治法施行令167条の2第1項2号には随意契約によることができる場合を以下のように定めている。

「地方自治法施行令」

167条の2第1項2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売却しその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この条文が定めている「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に本工事が該当するか否かの検討であるが、一般的に考えてゴルフ場の芝の張り替えがそれに該当するとは考えがたい。なお、他県ではあるが滋賀県では同条の規定を適用できる類型を以下のように例示している。(以下①から⑥、滋賀県ホームページより)

- ① 法令等の規定により相手方が特定されるもの
- ② 国、地方公共団体を相手方とするもの
- ③ 県が相手方を選定できる余地のないもの
- ④ プロポーザル等による企画・提案方式により選定された相手方と契約するもの
- ⑤ 県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要があるもの
- ⑥ 県統一価格により契約する場合

また、単独随意契約として処理を行った根拠条文である山梨県財務規則第137条第3項は以下のような規定である。

「山梨県財務規則」

第137条第3項 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が10万円以上の上のときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

本契約を単独随意契約とした根拠としてある条文中の「特別の理由がある場合」であるがこれに該当する場合には山梨県の通知に以下のように例示されている。

- ア 一個人又は一会社の専有する物品を購入するとき。
- イ 急施を要し、他の業者から見積書を徴するいとまがないとき。
- ウ 見積書の提出を依頼しても他に提出者がいないとき。
- エ 分解しなければ見積もることのできない物品または施設等の修繕。
- オ 再度の入札に付し落札者がいないときで、当該入札参加者のうち最低の価格をもって入札した者と価格交渉により随意契約するとき。
- カ 落札者が契約を結ばないときで、次順位者と価格交渉により随意契約するとき。

上記のアからカの例示からすると、本契約を単独随意契約としたことを妥当であると判断することは困難ではないかと考えられる。「随意契約・見積合わせ省略理由」において「早急」に芝の張り替えが必要とあるが、一般的に考えて芝の劣化は段階的に発生することが通常であると考えられるため、上記のイに該当するとも考えがたい。さらに、「随意契約・見積合わせ省略理由」の中では、その業者に修繕を依頼することにより「経費を格段に安く抑えることができる」としているが、他者の見積書を徴していない状況においては、経費が安いから否かについては検討することは不可能である。

以上のことを総合的に勘案すると、本契約は単独随意契約ではなく、規定に従い、競

争入札の方法によるべきであったと判断される。さらに、本契約はその設計額と業者作成の見積書が細部にわたって同額であり、当初より単独随意契約とすることは決定されており、上記の理由書についてはそれを事後的に補充するために作成したのではないかと疑念を受ける恐れがある。単独随意契約は特定の者と契約を締結する方法であるため、特定業者との癒着等の危険性が高い。そのためその運用に当たっては特段に慎重な配慮が求められる。

(6) 固定資産データの移行時に誤りのある資産が散見された。(指摘事項)

固定資産システムの移行に際して、データ移行に誤りがある資産が散見された。すべての固定資産データが適切に移行されているかどうかについて検証を行い、不適切なデータについてすべて修正を行うことが必要である。

平成17年度において、企業局の会計システムの移行に伴い、固定資産システムも旧システムから新システムへの移行が行われている。

地域振興事業会計の固定資産データに関して、個々の固定資産データの移行を行う際に、固定資産名称について誤って移行が行われてしまった資産が散見された。固定資産合計額、勘定科目ごとの合計額は移行前後で整合していることから、個々のデータ間での移行誤りがあったものと推測されるが、すべての固定資産データが適切に移行されているかどうかについて検証を行い、不適切なデータについてはすべて修正を行うことが必要である。

データに誤りがある資産の一例は以下のとおりである。

資産番号	誤った資産名	正しい資産名
4-01-0067	ヤード表示板(ゴルフ場)	防球フェンス
4-01-0068	ヤード表示板(ゴルフ場)	有針鉄線
4-01-0070	フェアラウェイ(ゴルフ場)	ゴム通路

なお、地方公営企業会計制度の改正に伴い、今後固定資産システムを始め、会計システムの更新が見込まれている。同様の誤りが繰り返されないよう留意する必要がある。

IV. 指定管理者の事業報告関係

(1) イベント参加者の宿泊施設として使用している建物の運営は自主事業に当たらず、指定管理事業の収入及び費用より除外することが適正と判断される。(指摘事項)

指定管理者が購入した建物2棟のうち、1棟は指定管理者が主催するイベント参加者の宿泊施設として使用している。指定管理者の事業報告に当たって、その収入及び費用を指定管理事業に含めているが、当該宿泊施設の使用は指定管理者の自主事業に当たらず、指定管理事業より除外して指定管理事業の報告を受けなければならない。

指定管理者の事業は、企業局の指定管理事業と自らの営利事業となる自主事業とに分かれる。指定管理者は平成16年度及び平成17年度に借地権付建物を2棟取得しているが、そのうち、1棟は社員寮として、他の1棟はゴルフトーナメントが開催されるなどの参加者の宿泊施設として使用している。

企業局は、これらの建物関係の収入及び費用について、ゴルフ事業の中の総務部門に当たるとし、指定管理事業に含めている。社員寮は指定管理事業に係わる社員宿泊施設であり、指定管理事業に関連する経費として原価を構成していると思料される。しかし、イベント参加者の宿泊施設は、指定管理者が自ら行う営利事業に関連する施設であり、その運営は自主事業に当たると判断される。指定管理者より提出された事業報告書をもとに企業局は指定管理事業のみを合計した損益計算書を作成しているが、その内訳の当該別荘及び宿泊施設に関する部門(清理の森)の損益によると、収入としては家賃収入が、費用としてはその内訳として借地料、光熱水費、固定資産税及び減価償却費が計上されている。そのうち、当該宿泊施設として計上されている部分を、指定管理事業の収入及び費用より除外すべきである。

(2) 指定管理者が山梨県へ毎年提出している事業報告書については改善を求めることが必要である。(意見)

丘の公園の指定管理者は、山梨県企業局に対して決算終了後に事業報告書の提出を行っているが、現在の様式では指定管理事業のみの決算数値が分かる資料は含まれておらず、その算出は企業局が独自に行っている。本来的にはそのような作業は報告者たる指定管理者が行うべきであると判断され、今後は自身の責任において指定管理事業のみの決算数値を算出させ、それを報告資料として添付することを求めるべきである。

山梨県企業局では、総合スポーツ・レクリエーション施設「丘の公園」について指定管理者制度を導入しており、その管理及び運営について指定管理者に管理を代行させている。指定管理者は「丘の公園の管理に関する協定書」第13条に基づき、山梨県企業局に対して決算終了後に事業報告書の提出を行っているが、その様式については改善を求める必要があると考えられる。

「丘の公園の管理に関する協定書」

第13条 乙は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、事業報告書として管理業務の実施状況及び利用状況並びに料金収入の実績及び管理経費等の収支状況を明らかにした書類を作成し、5月末日(略)までに甲に提出しなければならない。

※なお、条文中の甲は山梨県企業局、乙は指定管理者である。

当該事業報告書には法人全体の決算書と指定管理事業に係る事業別残高試算表が添付されているが、指定管理者は指定管理を受けている事業以外に、自主事業を行っているため、指定管理事業に係わる事業別残高試算表を集計したものと法人全体の決算書の数字は一致しない。そのため、企業局では提出された事業報告書を補完するために、指定管理事業のみを合計した決算数値を算出しているが、本来的にはそのような作業は報告者たる指定管理者が行うべきである。今後は事業報告書の作成に当たっては、指定管理者に対して、自身の責任において指定管理事業の決算数値を算出させ、それを報告資料として添付することを求めるべきである。

(3) 法人全体に係る共通経費については適切な按分基準を設定し、指定管理者が自主的に行う事業に対しても当然に配賦すべきである。(指図書事項)

丘の公園の指定管理者は、山梨県企業局より指定管理を受けている事業の他、自主事業を行っているが、共通管理部門である総務部門において発生した経費については、その全てが指定管理事業の経費とされ、前述の自主事業に対しての配賦は行われていなかった。指定管理事業の正確な損益の把握は指定管理料の積算や、企業局への納入金の算定に非常に重要であり、今後は、指定管理者に対して、共通経費について自主事業に対しても適切に配賦を行うように、指導を行っていくべきである。

丘の公園の指定管理者は、山梨県企業局より指定管理を受けている事業の他、自主事業として温泉事業及び北杜スポーツ塾を行っている。指定管理事業の正確な損益の把握のためには、法人全体に係る管理経費を各事業に適正に配賦することが重要であるが、共通管理部門である総務部門において発生した経費については、その全てが指定管理事業の経費とされ、前述の自主事業に対する配賦は行われていなかった。総務部門で発生する費用は人件費や旅行雑費への掲載料、税理士等専門家に支払っている手数料など、法人全体に係る費用が大部分を占めているため、自主事業に対してはその配賦を行うべきである。平成22年度の総務部門における管理費用を全て法人全体に係る費用と考え、自主事業に対して、売上基準で配賦した場合の配賦額は以下のとおりとなる。

①総務部門販売費及び一般管理費合計	40,416,033円
②指定管理事業の売上高合計	756,780,283円
③自主事業の売上高合計	74,396,617円
④自主事業に配賦される総務部門経費の額	3,617,542円(※)
(※)①×③÷(②+③)=④	

上記のとおり、平成22年度においては自主事業に対して3,617,542円(売上基準)の経費の配賦が必要であったと試算される。指定管理事業の正確な損益の把握は指定管理料の積算や、企業局への納入金の算定に非常に重要である。今後は、指定管理者に対して、総務部門等の法人全体に係る共通経費については、自主事業に対して適切に配賦を行うように、指導を行っていくべきである。

(4) 平成 21 年度に山梨県企業局への納入金引き下げ協議のために支出した費用については指定管理事業の経費として計上すべきではなかったと判断される。(指摘事項)

丘の公園の指定管理者は、平成 21 年度に山梨県企業局と納入金引き下げを目的として協議を行ったが、その際に不動産鑑定士等に支払った費用 3,592,325 円的全額について指定管理事業の経費として計上していた。このような費用は性質上、指定管理事業の経費とすることは妥当ではないと考えられる。指定管理事業の経費には当該事業を運営する費用のみを計上すべきであり、企業局は指定管理者に対して、再度指導を行う必要があると思料される。

丘の公園の指定管理者は、平成 21 年度に山梨県企業局と、企業局への納入金引き下げを目的として協議を行った。指定管理者はその協議を行うに当たって、不動産鑑定士等の専門家に施設の調査、分析を依頼し、企業局へ提出する資料の作成を行った。その資料の作成に対して発生した費用は次のとおりである。

①公認会計士に対するもの	735,000 円
②不動産鑑定士に対するもの	2,437,325 円
③税理士に対するもの	420,000 円

①から③の費用の合計は 3,592,325 円になる。その金額の多寡についてはここで論じるところではないが、上記費用の全額が平成 21 年度において、指定管理事業の経費として計上されていたことは妥当ではないと考えられる。前述のとおり、この費用は「企業局への納入金引き下げを目的とした協議」のために支出した費用であり、これを指定管理事業の経費とすべきではなく、また企業局もそれを認めるべきではなかったと判断される。本来、指定管理事業の経費には当該事業を運営する費用のみを計上すべきであり、企業局は指定管理者に対して、そのような原則に基づいた報告を行うように再度指導する必要があると思料される。

V. 丘の公園の管理運営関係

(1) 丘の公園ゴルフ場におけるゴルフ場利用税の徴収に当たって、非課税要件等を満たしていない事例が見られ、ゴルフ場利用税の徴収漏れが生じている。(意見)

丘の公園ゴルフ場において、ゴルフ場利用税の非課税の対象となる利用者の住所の記載がメンバーカードや一覧表にないため、ゴルフ場利用税の非課税要件を満たしていない事例が見られた。また、従業員の利用は 2 回まで免税との誤解があり、2 回以内の利用を免税扱いとして、ゴルフ場利用税を徴収していない。丘の公園は県の施設であり、ゴルフ場利用税は県税であることから、徴収に当たっては一層の適正な運営を心がけるべきであり、コンプライアンス遵守の規定を協定書等に記載すべきである。

18 歳未満及び 70 歳以上の利用者は、ゴルフ場利用税は非課税(地方税法第 75 条の 2)となっている。その際ゴルフ場は運転免許証や学生証等で本人の確認を行うことが必要であり、また、帳簿又は利用者カードに当該利用者の住所、氏名、電話番号、利用年月日を記載し、1 年間保存することが必要である(ゴルフ場利用税事務処理要領(以下「要領」という。)第 2 節第 4)。しかし、指定管理者が使用しているシステムでは利用者カードに記載された電話番号を入力すると、住所がゴルフ場利用税非課税利用申請書兼運用一覧表(以下「一覧表」という。)に自動的に表示されるように設計されているが、中には住所が表示されない利用者も存する。この場合には帳簿(一覧表)や利用者カードに住所の記載がないこととなり、ゴルフ場利用税の非課税要件を満たしていない。システムの変更を行うか、一覧表又は利用者カードに住所の記載を行う等対応をとることが必要である

ゴルフ場の従業員が、経営者等が作成策定した福利厚生計画等に基づいて自己の所属するゴルフ場を無料で利用する場合(ただし、年 2 回以内)、ゴルフ場利用税は免税(要領第 4 節第 1)とされている。この場合、「福利厚生計画等に基づく利用届出書」を、福利厚生計画書等を添付して事前に県税事務所へ提出しなければならない(要領第 4 節第 2)。しかし、指定管理者はゴルフ場の従業員は、年 2 回まではゴルフ場利用税は免税扱いとなるとの誤解があり、年 2 回までのゴルフ場の利用時にはゴルフ場利用税を徴収していない。平成 23 年度の従業員の利用状況管理している資料を閲覧すると、平成 23 年度の従業員の利用は、48 名、78 回であり、ゴルフ場利用税等徴収決定(変更)通知書に照らして試算すると、ゴルフ場利用税 44,800 円の徴収漏れが生じている。

企業局は指定管理者に丘の公園の管理・運営を委託しており、ゴルフ場利用税の徴収も当然に指定管理者が行うべき業務である。丘の公園は県の施設であり、しかもゴルフ場利用税は県税である。指定管理者と締結している「丘の公園の管理に関する協定書」にはコンプライアンス遵守の規定がされていない。このようなコンプライアンス遵守を規定化することも必要と思われる。

(2) 丘の公園ゴルフコース内において車両番号のない車両を使用している。企業局は、指定管理者に車両番号を再取得することを促し、指導すべきである。(指導事項)

丘の公園ゴルフコース内では、車両番号(車両プレート)のない車両16台を作業用の車両として使用している。企業局は、これらの車両について自動車検査証を返納の後に指定管理者へ無償譲渡している。管理する立場の企業局は、公道ではない場所とはいえ車両番号のない車両の使用を認めるべきではないと判断される。指定管理者に車両番号を再取得することを促し、指導すべきである。

指定管理者は、下表の車両番号のない車両をゴルフコース内での作業のために使用している。

平成23年7月11日現在の社用車一覧より抜粋

車両名	取得日	旧車両番号	車体番号	所有者	返納証明
1 ダイハツハイゼット	H9.10.29	山梨40 13 2896	S110P-144521	山梨県企業局	H19.9.25
2 スズキキヤリー	H4.7.31	山梨40 ぬ 4691	DD51T-150926	山梨県企業局	H19.9.25
3 スズキキヤリー	H4.7.31	山梨40 ぬ 4692	DD51T-150666	山梨県企業局	H19.9.25
4 ダイハツハイゼット	H2.6.13	山梨40 と 6013	S83P-005242	山梨県企業局	H19.9.25
5 ホンダダクライマー	不詳	山梨40 そ 6084	TC-1211749	山梨県企業局	不詳
6 三菱軽ダンプ	不詳	不詳	不詳	山梨県企業局	不詳
7 ダイハツ軽ダンプ	H3.6.25	山梨40 に 614	S83P-048176	山梨県企業局	H11.9.10
8 ダイハツハイゼット	S61.6.30	山梨40 す 7598	S81P-000420	山梨県企業局	H14.11.14
9 ダイハツハイゼット	S61.6.30	山梨40 す 7597	S81P-000813	山梨県企業局	H14.11.14
10 ダイハツハイゼット	H2.6.29	山梨40 と 6012	S83P-0005770	山梨県企業局	H14.12.20
11 ダイハツハイゼット	不詳	山梨40 と 6014	S83P-002123	山梨県企業局	H14.12.20
12 三菱軽ダンプ	不詳	山梨40 ぬ 5779	V42T-0151009	山梨県企業局	不詳
13 日産マルエフゴロン	H8.3.25	山梨33 な 9136	NW30-715543	山梨県企業局	H24.4.23
14 三菱ホイールローダー	-	山梨00 ろ 1431	-	山梨県企業局	-
15 三菱ホイールローダー	-	甲府市1372	-	山梨県企業局	-
16 三菱ダンプ	-	山梨400 す 6299	-	静岡県山梨の公園	-

表にある「返納証明書」は、車両のナンバープレートを取り外し、軽自動車検査協会にて車両を一時的に使用しない旨の証明書を発行することを意味している。企業局は、上記のうち1～12の車両を平成19年9月27日の指定管理者との譲渡契約書により、無償で指定管理者へ譲渡している。返納証明書の発行は、譲渡する前となつていたので、返納日と譲渡日の間は、企業局が所有しているナンバープレートのない車両を、企業局は指定管理者に使用させていたこととなる。ゴルフコース内という公道ではない場所での使用とはいえ、県の公的機関である企業局が率先して行うべきではなかったと思考される。

車両のナンバープレートを返納するということは、所有者としての次の義務が無くなることと思考される。

- i 自動車税の納税がなくなる
- ii 車検がなくなる・・・整備費、重量税、自賠責保険料がなくなる

前述した譲渡契約書の第4条に下記のこと示されている。

第4条 指定管理者は、譲渡された軽自動車について、厳重な管理と安全に努めるとともに、廃棄にあつては、軽自動車検査協会へ解体届出の手続きを責任を持って行うものとする。

しかし、車両のナンバープレートを返納し、整備、付保等の諸々の法律上の義務が無くなつてはいる車両を譲渡し、「・・・管理と安全に努める」という記載は論理的に矛盾している。

無ナンバーの車両は、車両としての使用を返納しているので、もはや車両とは言えない。管理する立場の企業局は、指定管理者が無ナンバーの車両を公道ではない場所といえどもゴルフコース内において使用している行為を認めるべきではないと判断される。企業局は、使用状況を確認し、今後も車両として使用するならば、指定管理者に車両番号を再取得することを促し、安全性等を確保することを指導すべきである。

(3) 使用不能となった芝刈り機 14 台が倉庫に保管されたままとなっている。企業局は規定にもとづき廃棄処分の手続きを速やかに進めるべきである。(指摘事項)

丘の公園の倉庫に、使用不能となった企業局所有の芝刈り機 14 台が保管されたままとなっている。これらの資産の廃棄処分の責任及びその費用は、所有者である企業局が担うこととなる。企業局は、山梨県企業局財務規程に定められる不用品の処分に従い、廃棄処分の手続きを速やかに進めるべきである。

丘の公園の倉庫に、使用不能となった芝刈り機 14 台が保管されたままとなっている。確認したところ、企業局所有の下記の固定資産であった。

(単位：円)

資産番号	資産名	構造	取得日	取得価額	簿価
1-32-0011	芝刈機	26インチ トラクタ	S62.3.1	367,000	18,350
3-61-0266	芝刈機	25インチ トラクタ	S61.6.30	406,000	20,300
3-61-0281	芝刈機	26インチ トラクタ	S61.10.20	441,000	22,050
3-61-0282	芝刈機	26インチ トラクタ	S61.10.20	441,000	22,050
3-61-0283	芝刈機	26インチ トラクタ	S61.10.20	441,000	22,050
3-61-0284	芝刈機	26インチ トラクタ	S61.10.20	441,000	22,050
3-61-0288	芝刈機	3連トラクタ	S61.10.20	1,181,000	59,050
3-61-0289	芝刈機	3連トラクタ	S61.10.20	1,717,000	85,850
3-61-0292	芝刈機	26インチ トラクタ	S62.3.31	367,000	18,350
4-01-0145	芝刈機	26インチ トラクタ	H2.3.31	444,000	22,200
4-01-0146	芝刈機	26インチ トラクタ	H2.3.31	444,000	22,200
4-02-0016	芝刈機	26インチ トラクタ	H2.7.10	736,000	36,800
4-02-0017	芝刈機	26インチ トラクタ	H2.7.10	888,000	44,400
4-08-0002	芝刈機	3連乗用トラクタ	H8.9.10	2,960,000	148,000

これらの資産の所有者は企業局であり、廃棄処分の責任やその費用は企業局が負うこととなる。不用品の処分は山梨県企業局財務規程では下記通り規定されている。

山梨県企業局財務規程

(不用品の処分)

第79条 所属長は、企業局出納員又は物品取扱員が管理する物品のうち、不用品があるときは、管理者の決裁を受けて、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は、売却に要する費用に達しないもの、その他売却することが不適当と認められるものについては、廃棄処分の手続きをとらなければならない。

企業局は、上記の規定にもとづき速やかに廃棄処分の手続きを進めるべきである。

(4) 固定資産の実地たな卸に関する書類がなく、また固定資産に資産番号が付されていない。(指摘事項)

固定資産は、「丘の公園の管理に関する協定書」第5条により指定管理者が使用しているが、下記の問題点が是正される。

①企業局が行った固定資産の実地たな卸について、資産を個別に突合したとされる書類及び財務規程に規定された「たな卸明細表」が保管されていない。

②固定資産に資産番号が付されていない、あるいは、旧資産番号が付されている。

①固定資産の実地たな卸について、山梨県企業局財務規程に次のとおり記載されている。山梨県企業局財務規程

(実地照合)

第104条 固定資産の実地照合については、前章第5節に規定するたな卸の例により行うものとする。

第5節 たな卸

(現物検査)

第83条 企業出納員は、貯蔵品について、毎事業年度のうち少なくとも1回以上現物検査を実施してその結果についてたな卸明細表(第47号様式)を作成し、所出納員にあっては局出納員に、局出納員にあっては局本庁分と一括して、管理者に報告しなければならない。

(下線は、監査人)

企業局は、指定管理者が使用している固定資産について半期に一度実地たな卸を行っている。また、そのさいに、指定管理者と固定資産の使用の可否についてヒアリングしている。しかし、一つの資産を個別に突合したとされる書類が残されていなかった。また、上記に記載のある「たな卸明細表(第47号様式)」も作成されていない。

第47号様式 たな卸明細表

整理区分	品名	品質 形状 寸法	単位 呼称	帳簿現在高		たな卸高		増減(Δ)		備考
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	

この表は、個々の資産を網羅的に管理する資料となっており、上記の規定に従い作成の管理報告が必要である。

②固定資産は、各々資産番号を有している。指定管理者が使用している企業局所有の固定資産のたな卸をしたところ、実査した範囲においては、資産番号が付されていない、あるいは、付されていても旧の資産番号であった。

企業局所有の物品の使用については、「丘の公園の管理に関する協定書」第5条により指定管理者が使用できることとなっている。

丘の公園の管理に関する協定書

(物品の使用)

第5条 指定管理者は、指定管理者の業務を遂行するに当たり、山梨県企業局の所有に属する丘の公園内の物品を使用することができる。

物品について、山梨県企業局財務規程に次とおり記載されている。

山梨県企業局財務規程

(物品の範囲)

- 第69条 この規程において、物品とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 備品 耐用年数1年以上で、かつ、取得価格が10万円以上のも
 - 二 消耗品 貯蔵品の取扱いをしないもので一時又は短期間に消費されるもの
 - 三 貯蔵品 貯蔵品勘定に整理されるもの

(物品の管理)

- 第70条 所属長は、常に業務の執行上必要な量の物品を確保するよう努めなければならない。
- 二 企業出納員又は物品取扱員は前項の物品を適正に管理しなければならない。

物品の使用は指定管理者であるが、その管理は、固定資産のみならず、取得価格10万円未満の消耗品等も企業局が担うこととなる。なお、現地には、企業局所有の物品と指定管理者所有の物品が混在している。そのため、双方の物品について、各々に番号を付し所属を明らかにする必要がある。

企業局の固定資産台帳には、一つの資産に資産番号と併せて旧資産番号が必ず書きで記載されている。事例では次のとおりである。

資産名	資産番号	旧資産番号
冷凍庫	4-14-0002	404481076431000

冷凍庫の資産番号は、平成14年度に購入したナンバ―0002番の資産であることを示している。企業局の他の発電管理事務所、総合制御所及び温泉管理事務所は、固定資産に新しい資産番号を付している。地域振興事業も、同様に新しい資産番号を固定資産に付して管理すべきである。

(5) 丘の公園の管理に関して、指定管理者は利用者に対して損害保険等を付保しているが、その内容について仕様書等で明記すべきである。(意見)

指定管理者は丘の公園の利用者に対して、損害保険を付保している。指定管理者の付保について、企業局は具体的な指示を出していない。丘の公園の管理及び運営を指定管理者に委託しているとはいえ、企業局が所有する設備であることから、指定管理者に対して最低限の内容を指示すべきと思われる。

丘の公園の管理及び運営にあたって、指定管理者は各施設において概ね下記の保険を付保している。

保険種類	保険の目的	保険金額
自動車保険	車両	対人・対物：無制限等
火災保険	什器・備品	30百万円
マルチユーザー保険	利用者	第3者賠償100百万円等
受託者賠償責任保険	施設内受託物	1事故：1百万円又は0.5百万円
施設賠償責任保険、	利用者	1名・1事故：200百万円
生産物賠償責任保険		

これは、下記の「丘の公園の管理に関する協定書」第25条の規定に基づき、損害賠償のリスクを考慮して指定管理者が自主的に付保している。

第25条 (第三者の損害の負担)

- 乙は、第2条各号に掲げる業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- 2 乙は、丘の公園の管理に瑕疵があったことにより利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- 3 前2項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

上記の規定によると、企業局が利用者等に生じた損害を賠償する可能性もあることから、指定管理者の付保状況が概ね起こるべき損害をカバーすることができるか検証することが必要である。また、仕様書や協定書に当該内容を記載するべきである。